

様式第1号

審査基準整理票

| | | | |
|--------|---------------------------|--------------------------------|---|
| 処分名 | 卸売業者の合併又は分割の場合における業務承継の認可 | | |
| 根拠法令名 | 大津市公設地方卸売市場条例 | (条項) 第11条の3第2項 | |
| 基準法令名 | 大津市公設地方卸売市場条例 | (条項) 第11条の3第3項において準用する第6条の2第3項 | |
| 所管部署 | 産業観光部公設地方卸売市場 | | |
| 標準処理期間 | 30日 | 法定処理期間 | 日 |

- 【審査基準】
- ・文書の名称【 卸売業務許可取扱要領 】
 - ・掲載図書等【 大津市公設地方卸売市場業務取扱要領 】
 - ・内容 全部記載 一部・項目のみ記載

大津市公設地方卸売市場条例第11条の3第3項において準用する同条例第6条の2第3項各号に該当しないことを基準とする。その細目は、卸売業務許可取扱要領（同条例第6条の2第3項の要領で当該認可に係る基準として準用するもの）に定めるとおりとする。なお、当該要領を記した掲載図書は、所管部署において備え置く。

参考

〔根拠法令〕

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第11条の3 卸売業者が事業(卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

〔基準法令〕

大津市公設地方卸売市場条例（第11条の3）

3 第6条の2第3項の規定は、前2項の認可について準用する。この場合において、第6条の2第3項中「第1項の許可を受けようとする者」とあるのは「第11条の3第1項又は第2項に規定する譲受人又は合併後

存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と、「その許可」とあるのは「これらの認可」と読み替えるものとする。

(卸売の業務の許可)

第6条の2 卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 市長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同項の許可をすることにより卸売業者の数が前条において取扱品目の部類ごとに定める数を超えることとなるときは、その許可をしてはならない。

(1) 法人でないとき。

(2) 第11条の2又は第70条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないとき。

(3) 卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しないとき。

(4) 仲卸業者であるとき。

(5) 卸売の業務を執行する役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 仲卸業者又は他の卸売業者の役員又は使用人

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。